

## 千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

### 1 評価機関

名 称	株式会社 日本ビジネスシステム
所 在 地	千葉県市川市富浜3-8-8
評価実施期間	令和4年 7月 1日～ 令和5年 3月 31日

### 2 受審事業者情報

#### (1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	つぼみの森第二保育園 ツボミノモリダイニホイクエン		
所 在 地	〒299-0111 千葉県市原市姉崎2611番		
交通手段	公共機関 JR姉崎駅 東口より小湊バスで帝京大学ちば総合医療センター行き 姉崎高校下車 徒歩6分 姉崎駅より徒歩28分		
電 話	0436-67-0017	F A X	0436-67-0018
ホームページ	tsubominomori2.sakura.ne.jp/		
経 営 法 人	社会福祉法人 宝樹		
開設年月日	2018年4月1日		
併設しているサービス	一時保育事業 子育て支援センター 休日保育事業		

#### (2) サービス内容

対象地域	姉崎、有秋台、市内全域								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	12	32	36	36	36	35	187		
敷地面積	5694.13㎡			保育面積		1217.47㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健診(年2回)、0歳児健診(月1回)、歯科健診(年2回)								
食事	給食、おやつの提供、アレルギー食対応								
利用時間	7:00~20:00								
休 日	休日保育実施 8:00~17:00								
地域との交流	小学生の体験学習受け入れ、世代間交流(認知症グループホーム訪問・行事招待、子育て支援センター(出前保育))								
保護者会活動	保護者会を設けておりません								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		33	34	67
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	管理栄養士	
	42	1	2	
	栄養士	調理師		
	1	2		
	保健師	その他専門職員		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市原市保育課に申込用紙を提出	
申請窓口開設時間	8:30~17:00	
申請時注意事項	市原市保育所(園)利用案内に記載	
サービス決定までの時間	申請より6カ月後(4月入所) 利用の2カ月前に申請(途中入所)	
入所相談	市原市役所保育課に保育コーディネーター設置	
利用代金	保育料は世帯の所得に応じ階層区分されます。(市原市保育園利用案内参照)	
食事代金	3・4・5歳児食材費として月6,400円	
苦情対応	窓口設置	主任 中村 聖美
	第三者委員の設置	小手 亨、登玉 芳雄

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>【つぼみの森第二保育園 理念】 「つぼみ」は、適した時期に適した栄養と刺激を受け、エネルギーを十分に蓄えたその時、見事に開花します。私達はその時のために、お子様への最適なアプローチ方法を研究しながら、大切な幼児期の発達の要求に従ってお子様のよい育ちを応援します。</p> <p>【つぼみの森第二保育園 運営基本方針】 ・人間としての心の基礎ができてしまう大切な時期を、大人の感情の起伏によって、不安を覚えた落ち着きをなくしたりしないよう十分配慮すると共に、子どもを安心して預けることのできる保育園を実現します。子どもは、いつも安心の中で過ごしながら、自ら能動的に取り組む自立心を芽生えさせ、元気にのびのびと自己を発揮できるよう、健康で安心して生活できる環境を用意して健全な心身の発達を図ります。保育と教育は、自然な形で同時に必要なものであり、一体的に豊かな人間性をもった子どもを育成したいと考えます。</p> <p>・また、家庭や地域との連携を図り、保護者とともに子育てを行えるような支援を行います。そして、子ども達が大きくなったとき、心豊かな人となって社会に明るい光を提供できるように、子ども達の権利を尊重しながら、幸せを願う保育を目指します。</p>
<p>特 徴</p>	<p>つぼみの森第二保育園では、長時間のお預かりという特色を活かし、園庭では、自然に基礎体力のつく環境を、園内では、お子様が生き生きと自主的に物事に取り組める環境を整えます。</p> <p>モンテッソーリ教育(教具)の導入 日常どのような「教具」に触れるかで、子どもの脳の成長は大きく変わります。</p> <p>自律心、集中力、やる気が育つ敏感期の子どもに最適なのが、教具です。子どもに適した教具は達成感を生み、自己肯定感にもつながります。</p> <p>YYプロジェクトの導入 「読み・書き・体操・音楽」を通じて、子ども達の可能性を引き出すお手伝いをします。</p> <p>「学ぶ力」「体の力」「心の力」が自立を促すうえで大切な3つの力を育てています。</p> <p>未満児クラスは、お子さまが安心して過ごせるよう担当制を取り入れています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>職員を国の基準より多く配置し、お子様一人一人に寄り添う機会を増やしています。一人一人の状態や成長のテンポに合わせた保育を実施し、お子様への養護と教育を両立させていきます。小学校に入学してから、先生や友達のかかわりや、学習面に困ることのないように送り出すとともに、継続して頑張ることが成果につながることを体験する機会を作ります。</p>

# 福祉サービス第三者評価総合コメント

株式会社 日本ビジネスシステム

特に力を入れて取り組んでいること

## ●地域に根差した子育て支援

社会福祉法人宝樹の基本方針に「地域の方々と共に歩んでいける法人を目指します」を明記している共に、つぼみの森第二保育園の運営方針の一つに「社会変化を把握し、常に地域のニーズを意識した事業展開を行う」事を掲げ、地域の発展に貢献できる子育て支援を目指している。地域子育て支援拠点事業として、子育て家庭を対象にした、専門職員による育児相談・栄養相談を行っていると共に、地域の子育て関連情報の提供や子育て支援に関する講習を実施する等、地域の子育て支援のニーズを考慮し、施設としてできる限りの支援を提供している。また、コロナ禍を考慮しながら、制作活動や室内・園庭の開放、ふれあいデー等のミニイベントなども行っており、子育て世帯の交流を通して、地域の子育て支援の拠点として事業所が有する機能を還元している。その他、ハロウィンパーティーの参加や畑づくりの協力を通して地域住民との交流を図っていると共に、同法人のグループホームや障害者支援施設の利用者との交流を通して、子どもが地域で育つ環境づくりに力を入れている。

## ●養護と教育が一体化した保育内容

つぼみの森第二保育園は保育の目標を達成するために、養護と教育を一体的に提供する保育内容となっている。特徴としては、モンテッソーリ教育法とYYプロジェクトを導入しており、「養護」「養育」の機能を一体的に発揮させ、保育目標の実現に繋げている。モンテッソーリ教育法は生活全般と知育を目標に導入しており、発達段階に応じ、子どもの知的好奇心を遊びながら学びを引き出す事を目的としている。個性的な教具や教材を使用しており、トレーニングの時間を一般的な遊びと区別する為に「お仕事の時間」という用語を使用している。また、子どもが力を発揮できるような教育環境の整備や保育者が見守ることを大切にしている。3歳児からは、YYプロジェクトを導入しており、読み・書き・体操・音楽を通じて、子ども達の可能性を引き出す共に、成長を見守りながら五感にアプローチし、「体力」「学ぶ力」「心の力」を発達させていけるよう指導をしている。保育者も子ども一人ひとりと向き合い、子どものやる気を引き出すと共に、定期的に職員向けの研修会を開催しており、資質の向上を図っている。

## ●保育環境の整備

つぼみの森第二保育園は、広い園庭と園舎が魅力の保育園であり、子どもが伸び伸びと安全に活動できる保育環境が整備されている。子どもたちが遊びを選択して遊べるスペースがいくつも配置されいると共に、複数のクラスが同時に使用しても広々と遊ぶことが可能となっている。また、2階にも遊びスペースがあり、夏はプールや水遊びで活用されており、子どもの楽しみを広げている。その他、つぼみファームがあり、四季折々に様々な野菜を無農薬で栽培しており、収穫隊が収穫した野菜が食卓を彩っていると共に、食に関する様々な経験を通じて食への関心を育む等、食育推進の環境が整備されている。

## ●看護師による健康管理

つぼみの森第二保育園には医務室を設置しており、看護師が常駐している。毎朝、保護者から提出される体調管理についての記入票や登園時の検温等を通じて、職員間で子どもの健康状態を把握している。また、園児一人ひとりの記録簿を作成しており、心身の健康状態等が記録されている。その他、感染症予防対策や発生時の対応について、職員に周知徹底を図っていると共に、保健だより等で保護者への対策や予防を促す等、的確な情報発信に努めている。感染症等で複数の園児の隔離が必要になった際にはスペースを確保して隔離すると共に、嘱託医等の連携により的確かつ迅速に対応できる環境を整えている。職員アンケートでは、看護師常駐は心強いとの回答が多数挙がっている。

さらに取り組みが望まれるところ

●中・長期的な視点に基づいた事業計画

事業計画に基づいて保育理念や保育方針の実施状況の把握・評価・見直し等を実施し、課題の早期解決に向けた取り組みを行っている。また、行政政策の変化・地域の子育てニーズへの対応・職員の確保や育成・保育の質の向上等、対応すべき課題についても取り組んでいる。今後は、中長期計画作成することにより、保育園が目指すべき3年～5年後の姿を明確化し、地域や保護者の信頼・評価、職員の将来に対する期待や意欲の向上に繋げて頂くことを望みます。

●計画的な人材育成

事業計画書に職員の教育・研修に関する運営方針が記載されており、内部研修や外部研修の実施計画が明文化されている。また、職員の研修参加状況をデータ化し、職員の経験年数や希望に応じた研修の実施に繋げ、職員一人ひとりの育成に取り組んでいる。今後は、職員の個別育成計画の活用も検討していただき、計画の実施・評価・見直しを通して、一部短時間職員も含めた職員一人ひとりの資質及び保育サービスの更なる向上を目指す取り組みに期待したい。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

今回初めて第三者評価を受審したことで、園の強みや課題、改善点が明らかになりました。また、アンケートを通して保護者の皆様の思いを知る貴重な機会を得ることができました。今回の結果を真摯に受け止め、園全体で共有し保育の充実、質の向上に活かしていきたいと思えます。また、子ども達そして保護者の皆様や地域の子育て世帯の皆様に安心してご利用いただけるような保育園作りに取り組んで参ります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				■実施数	□未実施数
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	
		2 計画の策定	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	5	□1
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	
		4 人材の確保・養成	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
			10 職員の質の向上への体制整備	4	□1
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	
			13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	
		2 教育及び保育の質の確保	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	2	□1
			16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
		3 教育及び保育の開始・継続	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
		4 子どもの発達支援	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	
			20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
			21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	
			22 身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	4	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	
25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	3		□1		
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3				
子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4			
	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3			
食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5			
	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3			
5 安全管理	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4			
	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5			
6 地域	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5			
計				132	□4

## 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目  整備や実行が記録等で確認できる。  確認できない。

評価項目		標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</li> <li>■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>「子どもたちの大切な人生の出発点を支えます」という考えを軸に、つぼみを開花させるために、最適なアプローチ方法を研究しながら、大切な幼児期の発達に要求に従って子ども達のよい育ちを応援していきたいという保育理念を掲げている。保育理念・保育指針・保育目標を入園のしおり・ホームページ・事業計画書等に分かり易く明文化している。また、児童福祉法の規定に基づいた保育事業としての支援を保育所の目的として明記している。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</li> <li>■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</li> <li>■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・基本方針を事業所内に掲示すると共に、入職時研修や現任研修を通して、理念や基本方針の共有及び理解浸透を図っている。日常のクラス会議において、理念や基本方針の実践状況の検証及び改善についての話し合いを行っている。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</li> <li>■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</li> <li>■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>入園時に入園のしおりと重要事項説明書を保護者に配布し、保育理念・保育方針・園での取り組み状況を分かりやすく伝えている。入園後は、連絡帳や日常の会話の中で保育内容を伝えると共に、毎月発行の園だより・クラスだより・動画サービス(てのりの)を活用する等、保育理念や保育指針の理解促進及び実践面の透明性を確保している。その他、「きゅうしょくだより」も毎月発行しており、食育活動の周知を図っている。</p>		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。</li> <li>■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</li> <li>■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。</li> <li>■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>法人として、中・長期事業計画を踏まえた事業計画ではないが、法人の理念・基本方針と共に、施設の理念・基本方針・運営方針・事業目標を明確にした事業計画となっている。事業計画作成に当たっては、クラスごとに現場状況を作成し、リーダー会議にて事業報告として検討した上で、目標を具体的に定め次年度の事業計画に反映させている。法人の理事長が市原市地域福祉推進協議会会長を務めており、市と話し合う機会が多い事から、地域の現状や地域の福祉計画を把握している。また、グランドマネージャーが市原市私立保育園協会会長であり、地域保育の実情を認識していると共に、理事会で報告し、地域福祉の重要課題として明確化している。法人の基本方針に地域社会に開かれた法人として透明性の確保を掲げ、サービス内容や経営内容の透明性の確保に取り組んでいる。</p>		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。</li> <li>■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。</li> <li>■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画は、保護者の意見や職員の要望・提案等をリーダー会議の場で検討し、それらを基に理事会で検討を加え、次年度の事業計画が決定されている。また、定期的にリーダー会議・クラス会議等を開催し、実施状況の評価を行うと共に、達成状況に応じて定期的に見直しを行っていると共に、会議内容は、申し送りノート等で周知を図っている。実施状況の把握や評価については、時期や手順等の基準を明確にしており、管理者が職員の自己評価や振り返りシートを活用しながら把握している。</p>		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</li> <li>■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。</li> <li>■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</li> <li>■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</li> <li>■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>毎月のリーダー会議・給食会議・行事別行事担当者会議を開催し、保育方針や年度方針の実践面の確認及び情報共有を図っている。管理者は研修や会議を活用し、職員の要望・提案・意見等を取り込みながら、職場環境の課題解決に向け取り組んでいる。定期的に個人面談を実施し、職員からの意見・提案・人間関係の状況を把握している。また、自己点検シートを活用し、評価が公平に出来るように工夫していると共に、職員自らが目標を定め、意欲や自信を持てるよう取り組んでいる。保育に必要な知識や技術については、法人の研修指導課による個別の内部研修が行われており、労働意欲や保育の質の向上を図っている。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。</li> <li>■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。</li> <li>■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>就業規則を明示し、遵守すべき事項や職業倫理を伝えている。また、倫理及び法令遵守・プライバシー保護に関する業務マニュアルの整備や職員心得を配布する等、意識統一を図っている。また、法人による新入職員を対象にした入社研修の実施や内部研修等を活用する等、法令遵守や倫理等の意識徹底に加え、個人情報保護に関する誓約書や同意書を交わしている。ホームページや便り等の園児の写真掲載については、保護者に同意を得た上でやっている。研修等に参加できない職員については、動画研修を実施しており、全職員が周知できる機会を設けている。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。</li> <li>■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。</li> <li>■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</li> <li>■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>法人の研修指導課が育成や人材確保を視野に入れ、人事計画を作成し実行している。職務区分や職務分担が事業計画の中で定められていると共に、全職員が役割や担当業務を担っている。職員に対しては、研修の中で評価基準や評価方法等を明確にしており、具体的な方策により総合的な人事評価が確立している。年3回の全職員個々に自己評価チェックシートによる自己点検を行う等、振り返る機会を確保している。また、年1回の管理者による個人面談が実施されており、面談を通して抱負や希望を把握する等、客観的な職員評価に繋がるよう配慮している。取り組み状況や評価結果については園長や主任より直接伝えており、透明性の確保も図っている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。</li> <li>■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</li> <li>■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li>■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</li> <li>■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>希望休や時間外労働等の勤務状況については、園長と担当部署が把握や検討を行っている。また、人員体制に関して問題が生じた場合は、園長を中心に具体的な改善計画を立てて実行している。また、日々の業務の中で、職員の就業環境の意向・意見の把握に努め、働き易い環境を整備していると共に、研修費用の全額負担、予防接種の費用補助、商品券の贈与等の福利厚生事業を実施している。育児休暇については要望に応じて付与していると共に、有給休暇の付与及び取得による適切なワーク・ライフ・バランスにも努めている。その他にも、看護休暇やコロナ禍における特別休暇を付与しており、職員の家庭事情に即した配慮を行っている。</p>		



10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中長期の人材育成計画がある。</li> <li>■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。</li> <li>■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</li> <li>□ 個別育成計画・目標を明確にしている。</li> <li>■ OJTの仕組みを明確にしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>人材育成計画が作成されていると共に、職員自らキャリアアップ研修に参加する計画を立て人材育成に取り組んでいる。また、園内研修においては、新人研修や保育の向上・人材育成を目的とした研修に加え、法人内の交流研修等、計画的に行われている。外部研修については、園長と主任がテーマに適合する職員を選び、参加させている。新入職員の育成については、チェックリストをもとに、リーダーや職員がフォローする仕組みが整備されている。その他、年3回の全職員へのYYプロジェクト講師による研修も実施されている。職員個別の育成計画については一定の職員各々が目標を立て明確にしているが、一部短時間職員の育成計画や目標は明確にされていない。</p>		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。</li> <li>■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。</li> <li>■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</li> <li>■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>年1回、内部研修が実施されており、職員への権利擁護・法令順守の意識啓発を図っていると共に、職員は常に子ども一人ひとりの意思尊重を心掛け支援している。会議を通じて、保育の実施状況の確認や振り返り等を行っており、個々に応じた支援ができるよう努めている。現在、虐待が疑われる子どもはいないが、園長を中心として管理体制が整備されていると共に、市原市子ども家庭総合支援室・家庭児童相談所・千葉県中央児童相談所等の関係機関との連携体制を整えている。その他にも、毎年4月に、子どもたちへの虐待行為やハラスメントに対する黙認行為に関するハラスメント防止研修が実施されており、虐待防止を図っている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</li> <li>■ 個人情報の利用目的を明示している。</li> <li>■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</li> <li>■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護に関する方針や個人情報の利用目的については、園のホームページや入園のしおりに掲載している。また、保護者の求めに応じて、サービス提供記録を開示することも明示している。写真掲載については、保護者と同意書を交わした上で実施している。職員に対しては、年度初めに個人情報保護に関する誓約書を交わしていると共に、毎年行われる研修の中で、個人情報保護に関する方針が伝えられる等、個人情報保護の周知徹底を図っている。実習生に対しては、オリエンテーション時に口頭で個人情報保護に関する方針を伝え周知徹底を図っている。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。</li> <li>■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。</li> <li>■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。</li> <li>■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>定期的に「嗜好調査」やイベントについてのアンケートを実施しており、結果を踏まえ協議・改善する仕組みが整っている。定期的に保護者との個人面談を実施しており、挙げた意見については、検討の上具体的な改善策を立て、迅速に実行している。日々の保育においては、園児の声を傾聴すると共に、連絡帳や送迎時の保護者との会話の中から、意見や要望を確認している。また、得られた情報は「職員ノート」にまとめており、職員間での情報共有や解決方法の検討に活かしている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。</li> <li>■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。</li> <li>■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。</li> <li>■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>入園のしおり・重要事項説明書に相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記されており、入園前に説明し周知している。また、園内に苦情対応窓口を書面で玄関に掲示すると共に、保護者からの相談や苦情については随時対応している。苦情解決マニュアルを整備すると共に、口頭での対応も含め「内容」「以降の確認及び記録」「改善内容・説明」等を記載する苦情受付書を備える等、問題解決に向け、組織的に実行している。</p>		

15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。</li> <li>■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。</li> <li>□自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>教育及び保育内容については、自己評価シートの活用や年2回グループワークにて振り返りや課題抽出を行い、PDCAサイクルを活用しながら保育の質の向上に努めている。当保育園は第1回目の第三者評価受審であり、今後は第三者評価結果を保護者や地域に公表し、地域に必要とされる保育園づくりに繋げていきたいと考えている。</p>		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務の基本や手順が明確になっている。</li> <li>■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。</li> <li>■マニュアル見直しを定期的に行っている。</li> <li>■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>業務については、各種マニュアルが整備されており、担当職員によるマニュアルに沿った指導が行われている。マニュアルはグランドマネージャーや専門職員が中心となり作成されていると共に、年度末に内容の検証や厚労省のガイドラインを参考にしながら見直しを実施している。マニュアルの変更については、役員会の承認を経て、会議や研修開催時に職員全員に周知している。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。</li> <li>■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>問い合わせや見学等、保育所選択に必要な基本情報はホームページに明記している。問い合わせ及び見学希望の連絡については、主に電話で行われており、対応内容等は見学者受付簿にて記録している。見学については、入園のしおりを配布した上で、保育園の活動状況や保育内容等を丁寧に説明している。現在、見学の対応は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、時間を区切って行われているが、保育園内の見学や園児の様子については、直接見学出来るよう対応している。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。</li> <li>■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</li> <li>■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。</li> <li>■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>入園時に園のしおりと重要事項説明書を保護者に配布し、保育理念・保育指針・保育目標・園の取組み状況やルールを分かりやすく伝えておくと共に、説明後に重要事項の説明・園児の写真掲載・個人情報の扱いについては同意を得ている。入園前面談において、園児の生活状況や保護者の意向を確認して児童票に記録されており、入園後の支援に活用されている。保育内容の特徴でもある、モンテッソーリ教育法やヨコミネ教育法については、希望者全員に面接を通して取り組み内容やねらい等を詳しく説明しており、理解が得られるよう取り組んでいる。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</li> <li>■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。</li> <li>■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。</li> <li>■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針に基づいて全体的な計画が作成されており、子どもの発達過程・家庭状況・地域の実態等を考慮した内容となっている。また、全体的な計画は園長を中心に保育に関わる職員が参画して作成されており、共通理解に立った協力体制の下、適切に編成されている。</p>		

20	<p>全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</li> <li>■ 乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</li> <li>■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</li> <li>■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</li> <li>■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画に基づき、生活の連続性・園児の年齢・能力向上に配慮された年間指導計画が適切に作成されている。また、より具体的な保育内容を記した月案・週案には反省欄があり、日々の保育実践の振り返りや総評を行い、必要に応じて目標課題の変更する等、現状に即した支援に努めている。0歳児から2歳児の園児に対しては、成育歴・心身の発達・活動の実態等に即した個人計画が作成されている。特別な配慮が必要な園児の支援については、個別計画の作成と共に、市原市発達支援センターによる専門職員の助言や指導を受ける等、連携体制が整備されている。</p>		
21	<p>子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。</li> <li>■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</li> <li>■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</li> <li>■ 好きな遊びができる場所が用意されている。</li> <li>■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</li> <li>■ 教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>園庭は十分な広さが確保されており、砂場や様々な遊具が設置されており、自主的・自発的に生活と遊びが出来る環境を整備している。園の特徴として、個別活動と集団活動の両方の時間を組み合わせた保育方針を掲げている。0・1歳児は自由に遊ぶことを主としており、2歳児から養護と養育が一体となった保育内容に取り入れている。モンテッソーリ教育法という自己教育力に基づいた教育を取り入れており、教具を活用しながら発達段階に応じて子ども自主性を育み発達を促すと共に、段階に応じた適切な教具や教材を揃え、自由に選べる環境を整備している。保育者は子どもが主体性を発揮できるよう、見守ることを大切にしている。一般的な玩具は各クラスに備えられており、子どもが自由に遊べる場所と時間を確保している。一日の活動内容にメリハリをつけ、園児の生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>		
22	<p>身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。</li> <li>■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</li> <li>■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</li> <li>■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>施設は自然豊かな環境にあり、保有する敷地は広く、「つぼみファーム」では季節ごとに野菜の収穫もあり、自然と触れあう活動が体験できるよう工夫している。また、近隣の青葉台公園はお散歩コースになっており、全園児が自然物や動植物に触れる機会を確保している。その他、防犯訓練時の移動交番の来園や防災訓練時の起震車による地震体験等、社会体験の機会を確保している。毎年、地域の方々と共同でハロウィンの行事を行っており、相互に仮装しながら交流し、共に盛り上がる機会となっている。その他にも、コロナ過で中止されているが、同法人施設のグループホーム利用者との交流機会もあり、保育活動に取り入れている。</p>		
23	<p>遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</li> <li>■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</li> <li>■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</li> <li>■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</li> <li>■ 子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■ 異年齢の子どもの交流が行われている。</li> </ul>
<p>(評価コメント)</p> <p>日々、安心で安全な環境のもと、園児の言葉掛け・関わり方・活動内容等に配慮すると共に、運動会の種目や遠足の場所選定についても、園児同士の話し合いで決める等、園児一人ひとりに役割を与え自主性できるような保育を目指している。モンテッソーリ教育法の趣旨を尊重し、トラブル発生時には、職員の見守りや仲立ちにより園児同士で問題解決が出来るよう取り組んでいる。また、遊びや生活においても、自由を与えるため、明確な制限やルールが必要という考えを重視しており、マナーや社会的ルールを身につけていくよう取り組んでいる。幼児クラスは各年齢の発達過程を踏まえ異年齢交流保育を行っており、職員が適切に関わりながら、協調性や社会性が育まれるよう援助している。</p>		

24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども同士の関わりに対して配慮している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</li> <li>■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</li> <li>■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。</li> <li>■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</li> </ul>
----	-----------------------	---

(評価コメント)  
 障害児等の特別な配慮が必要な園児については、個別の指導計画を作成しており、加配制度を活用する等、きめ細かい対応に努めている。必要に応じて目標課題の変更する等、現状に即した支援に努めている。日頃から園児同士の関りに配慮しており、共に成長出来るように取り組んでいる。市原市子育てネウボラセンターや市原市発達支援センターと連携体制が整備されていると共に、必要に応じて巡回指導も行われており、専門機関と話し合う機会が確保されている。常勤職員が「発達障害児の自学体操の取り組み」の外部研修を受講しており、必要な知識や情報を得ている。日頃から保護者との連携を密にし、園での生活に配慮すると共に、保育に関する相談や情報を提供している。

25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。</li> <li>□担当職員の研修が行われている。</li> <li>■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。</li> <li>■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。</li> </ul>
----	---------------------------	--

(評価コメント)  
 引継ぎは園児の午睡時のミーティングで行われており、伝達事項は職員間ノートに記載されている。保護者に対しては、連絡帳やクラス別のボードで必要事項の伝達や保育園での様子を報告している。在園時間が異なる園児に対しては、異年齢合同で活動する場面や必要に応じて部屋や活動を分ける場面を設け、園児が安心・安全に過ごせる雰囲気作りに努めている。お迎えが19:00以降になる園児に対しては、捕食でお菓子を提供している。成長発達段階に応じた内部研修は実施されているが、一部短時間職員の参加は確認できていない。

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</li> <li>■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</li> <li>■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。</li> </ul>
----	------------------------	---

(評価コメント)  
 必要時、クラスごとのホワイトボードにて園児の日中の様子や職員の気付き等を具体的に伝えていくと共に、送迎時のコミュニケーションや連絡帳の活用により相互に情報交換を行っている。また、動画サービス(てのりの)を活用し、保育園での活動内容を定期的に伝える等、実践面の透明性を確保している。年2回の保育参観や個別面談の実施に加え、保護者の求めに応じた相談にも随時対応している。就学に向けて、園児と小学校の児童との交流に加え、職員同士の情報共有や相互理解を図る等、小学校との積極的な連携を図ると共に、子どもの育ちを支えるため、園より保護者の了解のもと、保育所児童保育要録等を小学校へ提出している。また、心配がある保護者については、教育センターと連絡を取り合い、相談を促す等、今後の生活が見通せるよう支援している。

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</li> <li>■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</li> <li>■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。</li> <li>■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</li> </ul>
----	-------------------------------------	--

(評価コメント)  
 年間保健計画に基づき、年2回の医師による健康診断・年2回の歯科検診・月1回の産休明け児の健康診断・毎月の身体測定を実施しており、園児一人ひとりの健康状態・発育・発達状態等の把握に取り組んでいる。また、日常的な保育中の観察や連絡ノートや送迎時の会話等、保護者との関わりを通して、園児一人ひとりの健康状態や発育及び家庭での養育状態を把握した上で記録しており、健康増進や健康維持に繋げている。乳幼児突然死症候群に関する職員への知識周知や緊急時の救急法や蘇生法等の習得を図り、迅速かつ確かな対処ができるよう取り組んでいる。虐待が疑われる園児を発見した場合の措置として、法律の定めに応じ、子ども家庭相談センターや児童相談所等の適切な機関に通報する旨を入園のしおりに明記すると共に、地域の資源を明示リスト・資料にて事業所名と共に担当者や電話番号を記載し備えており、虐待対応の支援体制を整備している。事例がある場合、全職員への周知及び経過観察と共に記録している。

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<p>■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</p> <p>■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</p> <p>■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</p>
----	-----------------------	---

(評価コメント)  
園に看護職員が常駐し、感染症や疾病等の事態に備え医務室も確保しており、迅速な医療処置や医療に関する相談等が行われている。また、服薬が必要な園児に対しては、与薬依頼書の提出により1回分を預かり、服薬支援している。日頃から看護職員が中心となり、感染症等の予防及び発生時の対応について職員へ周知徹底すると共に、ほけんだよりやポスターを活用しながら予防に対する啓蒙を行う等、適切な対策が講じられており、園児・保護者・職員の安心や安全確保に繋がっている。保育中の体調不良や怪我発生については、保護者への迅速な連絡と共に、必要に応じて、看護職員による緊急対応に加え、医療機関との連携による助言・指示により、迅速な処置や適切な対応を行っている。園児の体調に異変が生じた場合は、医務室や隔離スペースでの保育や保育プログラムの変更を行っており、感染症の蔓延防止に努めている。現在、新型コロナウイルス感染拡大防止策として、日常的な換気や次亜塩素酸による園内及び玩具の消毒を行っている。また、保護者や外部の来訪者等への検温や手指消毒を徹底している。

29	食育の推進に努めている。	<p>■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</p> <p>■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</p> <p>■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</p> <p>■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</p> <p>■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</p>
----	--------------	---

(評価コメント)  
全体的な計画に食育計画が作成されており、年齢に応じた食育目標を具体化し、目標・配慮事項・栽培活動・家庭への働きかけ等を明確にし、食に関して様々な経験が出来るよう計画の中に位置付けている。昼食は栄養士職員による食事提供が行われており、食べやすい大きさ・軟らかさに配慮した食事提供と共に、定期的に栄養士から旬や食物についての話を聞く機会があり、園児の食に対する関心を広げている。「つぼみファーム」があり、季節ごとに無農薬で野菜を育てており、野菜の収穫活動や実物に直接触れる体験を通して、食材に対する親しみを育んでいる。また、食育推進を通じた様々な体験の機会が人との関わりを広げ、心身の育成や意欲の向上に繋げている。食物アレルギーについては、離乳食提供の時期から保護者と離乳食調査票にて確認や情報交換を行い、安全・安心を考慮した食事提供を行っている。また、食物アレルギー児の配膳時には、栄養士・調理職員・クラス担任が声に出して確認する等、チェック体制を確立し、誤食・誤飲の防止に繋げている。偏食についても、食材の味や美味しさを伝えるため、言葉がけや雰囲気づくりに加え、調理形態に工夫を凝らす等、園児一人ひとりの特質を踏まえた対応を心掛けている。

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<p>■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</p> <p>■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</p> <p>■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</p>
----	---------------------	---

(評価コメント)  
各クラスごとに洗面所やトイレを設けており、高さや使い勝手等に配慮する等、園児が快適に過ごせる環境が整っている。また、冷暖房設備や空気清浄機を設置し、適切な空調管理を行っている。園児が常時使用する玩具や絵本等については、物品別に収納場所を確保しており、整理・整頓がなされている。職員心得の中で環境整備は社会人としての基本と位置付けており、消毒・清掃・室内外の整理や整頓等が守るべきこととして定められており、定期的に巡回による確認を行う等、意識徹底を図っている。コロナ禍に伴い、日常的にチェックリストに基づき、室内の温度・湿度・換気・消毒等の自主点検を実施している。手洗い等については常に励行しており、登園時・戸外遊び後・排泄後・食事やおやつ前後の手洗い等、清潔保持を徹底している。定期的に「ほけんだより」を発行し、保護者への衛生管理の啓発や相談受け入れを促すと共に、看護師の指導のもと、会議の中で保健・衛生について議題として取り上げ、理解・周知徹底を図っている。

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</li> <li>■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</li> <li>■ 設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</li> <li>■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</li> </ul>
----	--------------------------	---

(評価コメント)

事故発生時のマニュアルの整備や研修を通して、全職員への意識徹底を図っている。また、小さな出来事であっても、園長や主任への報告報告を徹底している。普段から園児の目の届く場所や手の届く範囲を意識し、危険予知の徹底や安全対策を講じている。事故が発生した際には、発生原因の分析や事故防止対策の流れを事故報告書としてまとめ、関係する保護者に伝えていると共に、全職員へ意識啓発に努めている。定期的に玩具・遊具の安全点検を実施し、問題があるものについては、現場を担う保育士の意見を取り上げ、分析・改善・見直しを行っている。不審者対策としては、日頃から不審者訓練を実施していると共に、市原市が配信する不審者情報の確認、保護者以外のお迎えの際の事前連絡の徹底により、園児の安全と保護者の安心を確保している。他にも、駐車場側の門の開閉にはセキュリティーカードが必要となっており、登録者以外の侵入対策としてのセキュリティー強化を図っている。保安警備会社との提携や防犯カメラを設置する等、不審者や異常の監視及び死角の見守りを行う等、園児の安全確保に万全を期している。

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</li> <li>■ 定期的に避難訓練を実施している。</li> <li>■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</li> <li>■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</li> <li>■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</li> </ul>
----	--------------------------------	--

(評価コメント)

非常災害発生を想定し、役割分担や対応等マニュアルを整備すると共に、関係防災情報一覧表を備えている。避難計画に沿った地震・火災・風水害等を想定した自主訓練を毎月実施している。また、年1回の消防署立会いによる避難訓練及び職員による初期・消火訓練を実施している。一昨年前の台風の教訓を生かし、風水害非常時の対応を明確にしておき、全保護者に入園のしおり改訂版として周知している。風水害の警戒レベル1～5までの避難について、市の対応マニュアルを参考にしており、避難場所の確認に加え、気象庁の情報や市町村の対応に従い、避難手段・活動内容・保護者への対応等を明確に記載する等、風水害発生時に備えている。非常災害時等の安否確認については、一斉メール配信の環境が整っており、保護者の安心に繋がっている。消防署立会い避難訓練時には起震車体験が行われており、園児や職員が共に、地震対応を考える機会となっている。

33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の子育てニーズを把握している。</li> <li>■ 子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</li> <li>■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</li> <li>■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。</li> <li>■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</li> </ul>
----	-----------------------------	---

(評価コメント)

グランドマネージャーが市原市私立保育園協会の会長を務めており、市や同業者の情報交換を通して、地域の保育園の現状については把握している。見学者や来園者に必要に応じて子育て支援に関する情報を提供しており、地域貢献に努めている。法人運営の子育て支援センターと連携し、相談・助言・情報の提供を行う等、事業所が有する機能を地域の子育て家庭への支援に還元している。散歩時の近隣住民とのあいさつ・近隣の町会の交流機会として、ハロウィンパーティーへの参加・近隣の高齢者デイサービス事業所との交流・近隣農家からの協力によるサツマイモの栽培や芋ほり体験等、地域や外部の人々との交流機会を広げている。